

2015 年度 第 70 回国民体育大会セーリング競技会北海道予選会

スナイプ級強化レース

共同主催 北海道セーリング連盟、北海道体育協会
運 営 小樽セーリング協会
大会期日 平成 27 年 7 月 10 日（金）～7 月 12 日（日）
開催地 小樽市祝津町 祝津ヨットハーバー沖

帆走指示書（ヨット）

1. 適用規則

1. 1 「セーリング競技規則 2013-2016」（以下：RRS）に定義された規則を適用する。
レース公示および帆走指示書により変更されたものを除く。
1. 2 S C I R A 規則の「国内および国際選手権大会の運営規定」は適用しない。

2. 広告

主催団体による広告の要求はない。

3. 競技者への通告

競技者への通告は、陸上本部に設置された公式掲示板に掲示する。

4. 帆走指示書の変更

帆走指示書（以下：「指示」）に変更がある場合には、それが発効する当日の最初のクラスの予告信号時刻の 60 分前までに掲示する。但しレース日程の変更はそれが発効する前日の 19 時までには掲示する。

5. 陸上で発する信号

5. 1 陸上で発する信号は、陸上本部の信号柱に掲示する。
5. 2 音響 1 声とともに掲揚される「D 旗」は、艇はこの信号が発せられるまで、出艇してはならないこと、および「予告信号」は、D 旗掲揚後 50 分以降に発することを意味する。「D 旗」が「クラス旗」の上に掲揚された場合、そのクラスのみ適用する。これは RRS レース信号を変更している。
5. 3 各日程の最初のクラスのレース予告に対して、「回答旗」は、適用しない。最初のクラスの予告信号予定時刻の「50 分前」までに「D 旗」が掲揚されない場合、そのレースのスタートは、時間の定めなく延期されている。
5. 4 レースの延期や中止などにより「回答旗」が陸上で掲揚された場合、レース信号「回答旗」中の「1 分」を「30 分以降」と置き換える。「回答旗の降下」は、降下後 10 分以内に出艇申告をして、その後に出艇を許可することを意味する。これは RRS レース信号を変更している。

6. レース日程及クラス旗

6. 1 当日の最初のレース予定予告信号の時刻及びクラス旗は次のとおり。

ク ラ ス	7 月 1 1 日	7 月 1 2 日	クラス旗
成年男子 470 級	10 : 25	9 : 25	470 旗
成年男子レーザー級 成年女子レーザーラジアル級 少年男女レーザーラジアル級	10 : 30	9 : 30	レーザー旗 レーザーラジアル旗
スナイプ級 S S 級	10 : 35	9 : 35	スナイプ旗

6. 2 原則として各クラスは5分間隔でスタートを行う。
最初のレースに引き続き次のレースを実施する。
レース開始の注意を喚起するため、引き続きレースを実施する場合には一連の最初にスタートするクラスの予告信号の「最低5分以前」に音響1声とともに
「オレンジ旗：スタート・ライン旗、以下オレンジ旗」をレース委員会信号艇
(以下：「信号艇」)に掲揚する。これは、RRS レース信号を変更している。
掲揚された「オレンジ旗」は、一連のレースが完了するまで降下されない。
 6. 3 引き続き行われる各クラスのレースのスタート順は上記の順番に依らないことがある。
 6. 4 最初のクラスの予告信号は11日、15:00、12日、13:00より後に発しない。
ゼネラルリコールの場合はその限りではない。
 6. 5 本大会の最大レース数は6レースとし、1日に行う最大レース数は4レースとする。
7. 大会の成立
本大会は1レースの完了で成立する。
8. レース海面
「添付図 1」に示す海面に設定する。風向等により設定海面は変更される。
9. コース
9. 1 「添付図 2」に回航すべきマークの順序及び各マークの通過すべき側を示すコースを示す。
 9. 2 第1マークへのおおよそのコンパス方位は、予告信号以前に「信号艇」に掲示する。
 9. 3 コースは当該クラスの予告信号掲揚時にクラス旗の下部に、コース番号を表示する
「数字旗」を配置し、「信号艇」に掲揚する。
クラス旗および数字旗は当該クラスのスタート信号時に降下する。
これは、RRS 26およびRRS レース信号を変更している。
10. マーク
マーク1, 2, 3, 4は数字で1, 2, 3, 4と表示された「オレンジ色の三角錐ブイ」とし「指示12」によるレグの変更の新しいマークは「黄色の円筒形」のブイとする。
11. スタート
11. 1 レースのスタートはRRS26に基づき行う。
 11. 2 スタート・ラインはスタートマークとなる「オレンジ旗」を掲げた「信号艇」のポールとポート側のアウトブイの間とする。
 11. 3 予告信号がまだ発せられていないクラスの艇は、スターティング・エリアからおおよそ50m以上離れ、すでに予告信号が発せられている全ての艇を避けなければならない。
 11. 4 スタート信号の4分後以降にスタートする艇は「DNS」と記録される。
これはRRS A4を変更している。
 11. 5 「U旗」が準備信号として掲揚された場合には、スタート信号前の1分間に、艇体および乗員または装備の一部でも、スタート・ラインの両端と最初のマークとで作られる三角形のなかにはあってはならない。
艇がこの規則に違反して、特定された場合には、その艇は審問なしに失格とされる。
レースが再スタートまたは再レース、またはスタート信号前に延期、中止された場合は、失格とされない。これは、RRS レース信号、RRS63.1およびRRS26を変更している。
「U旗」が準備信号として掲揚された場合、RRS29.1 個別リコールは適用されない。
U旗ペナルティの得点略語は「UFD」とする。
これは、RRS A11得点略語を追加している。
12. コースの次のレグの変更
コースの次のレグを変更するために、レース委員会は新しいマークを設置し(またはフィニッシュ・ラインを移動し)、実行出来れば直ぐに元のマークを撤去する。
その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。レグの長さの変更は、表示しない。これはRRS33を変更している。

- 1 3. コースの短縮または中止
コースの短縮またはレースの中止は、RRS32 による。
- 1 4. フィニッシュ
フィニッシュ・ラインは、フィニッシュマークとなるレース委員会艇の「青色旗」を掲げたポールとアウト側ブイの間とする。
レースが終了した時は、号砲 1 声を発する。
- 1 5. タイム・リミット
タイム・リミットは、RRS28.1 および RRS30.3 に違反しないでスタートした当該クラスの先頭艇フィニッシュ時刻の「15 分後」とする。タイム・リミット内にフィニッシュしなかった艇は、審問なしに「DNF」と記録される。
これは RRS35、A4 および A5 を変更している。
- 1 6. 抗議と救済要求
- 1 6. 1 抗議および救済または審問再開の要求は、それぞれの締切時刻内に提出されなければならない。
抗議は、陸上本部の「所定用紙」に、当日の当該クラス最終艇のフィニッシュ時刻の「60 分後」（抗議締切時刻）またはレース委員会が「本日はこれ以上レースを行わない」の信号を発した時刻の「60 分後」のいずれか遅い時刻までに陸上本部に提出しなければならない。これは RRS61.3 を変更している。
プロテスト委員会の裁量により、この時刻を延長することがある。
- 1 6. 2 抗議に関する報告は、審問の時刻及び場所、抗議の当事者または証人として指名されたものを競技者に知らせるために、抗議締切時刻後「30 分以内」に通告する。
- 1 6. 3 RRS 42 違反を認めたか、またはプロテスト委員会により失格とされた艇の一覧は、公式掲示板に掲示される。
- 1 6. 4 審問の再開要求は、次の締切時刻内に提出されなければならない。
(1) 要求する当事者が最終日以外に判決を通告された場合には翌日の抗議締切時刻内。
(2) 要求する当事者が最終日に判決を通告された場合には、通告後 30 分以内。
- 1 7. 得点
- 1 7. 1 本大会は「低得点」方式を適用する。
- 1 7. 2 艇の得点は、完了したレースが 4 レース以下の場合は全レースの合計得点とし、5 レース以上完了した場合は最も悪い得点の「1 レース」を除外したレース得点の合計とする。これは RRS 付則 A2 を変更している。
- 1 7. 3 レーザーラジアル級の国体参加クラス（成年女子・少年男子・少年女子）の得点は、競技種目で区別せず同一クラスとしてレース得点を計算する。
- 1 8. 申告
- 1 8. 1 艇は、「D 旗」掲揚の有無に関わらず、各日程の最初のクラスのスタート予告時刻の「90 分前から 30 分間以内」に、陸上本部で出走申告をしなければならない。帰着後に再出艇する場合も出艇申告をしなければならない。
- 1 8. 2 帰着申告は、レース終了の「60 分後」を締切時刻とするが、原則として帰着後速やかにしなければならない。
レース委員会の裁量によりこの時間を延長することがある。
再出艇後に、帰着した場合も帰着申告をしなければならない。
- 1 8. 3 レースに出走しない艇は、陸上本部に参加しないことを申告しなければならない。
(DNC 申告)
- 1 8. 4 リタイヤーしようとする艇、および引き続き行われるレースに出走しない艇は速やかにレース海面を離れ、近くのレース委員会艇にその旨伝えなければならない。艇長は帰着後陸上本部にリタイヤー申告書または DNC 申告をしなければならない。
- 1 8. 5 帰着しないで行われた一連のレースで「出走申告」に違反した場合、一連の最初のレースを、「帰着申告」に違反した場合、一連の最後のレースをそれぞれ審問無しで失格とする。
得点記録の略語は「PTP」と記録する。
これは RRS63.1 および付則 A4、A5、A11 を変更している。

19. 安全規定

- 19.1 レース委員会は、危険な状態にあると判断した艇に対しリタイヤーの勧告および強制救助を行うことが出来る。この項は、艇による救済要求の根拠にはならない。
これは RRS 62.1 を変更している。
- 19.2 成年男子 470 級を除き、艇は自らの安全のためにマスト・トップに浮力体を取り付けることが出来る

20. 装備の交換と計測のチェック

- 20.1 損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の承認なしでは許可されない。
装備の交換要請は「最初の妥当な機会」にレース委員会に通知し、レース委員会の指示に従うものとする。
- 20.2 艇は、「クラス規則」に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。
検査の指示を受けた艇は、直ちに指定されたエリアに向かわなければならない。

21. 運営艇の標識

レース委員会艇 白色旗
プロテスト員会艇 赤色旗 または「J 旗」
救助艇 緑色旗

22. 艇体・セールに関する特別許可

各クラスとも、クラス規則の艇体番号並びにセール番号の同一性に関する条項は適用しない。但し同一のセール番号を同時に使用してはならない。

23. ゴミの処分

ごみは、海中投棄してはならない。

24. 無線通信

艇は、レース中に無線の送受信を行ってはならない。この制限は携帯電話および GPS にも適用する。

25. 表彰 レース公示記載による

26. 責任の否認

本大会は、競技者が自分自身の責任（RRS 4 に基づき自己責任での参加）において参加することが条件であることから、主催団体は大会前後または大会期間中に生じた物的損傷または身体障害もしくは死亡に対するいかなる責任も負わない。

27. 規則違反によって生じた損害の補償

主催団体は、規則に違反した艇の乗員に対して、その規則違反によって生じた全ての損害の補償を命じることが出来る。その損害の補償に関しては、競技委員会の裁定に従うものとする。

28. 帆走指示書に関する質問

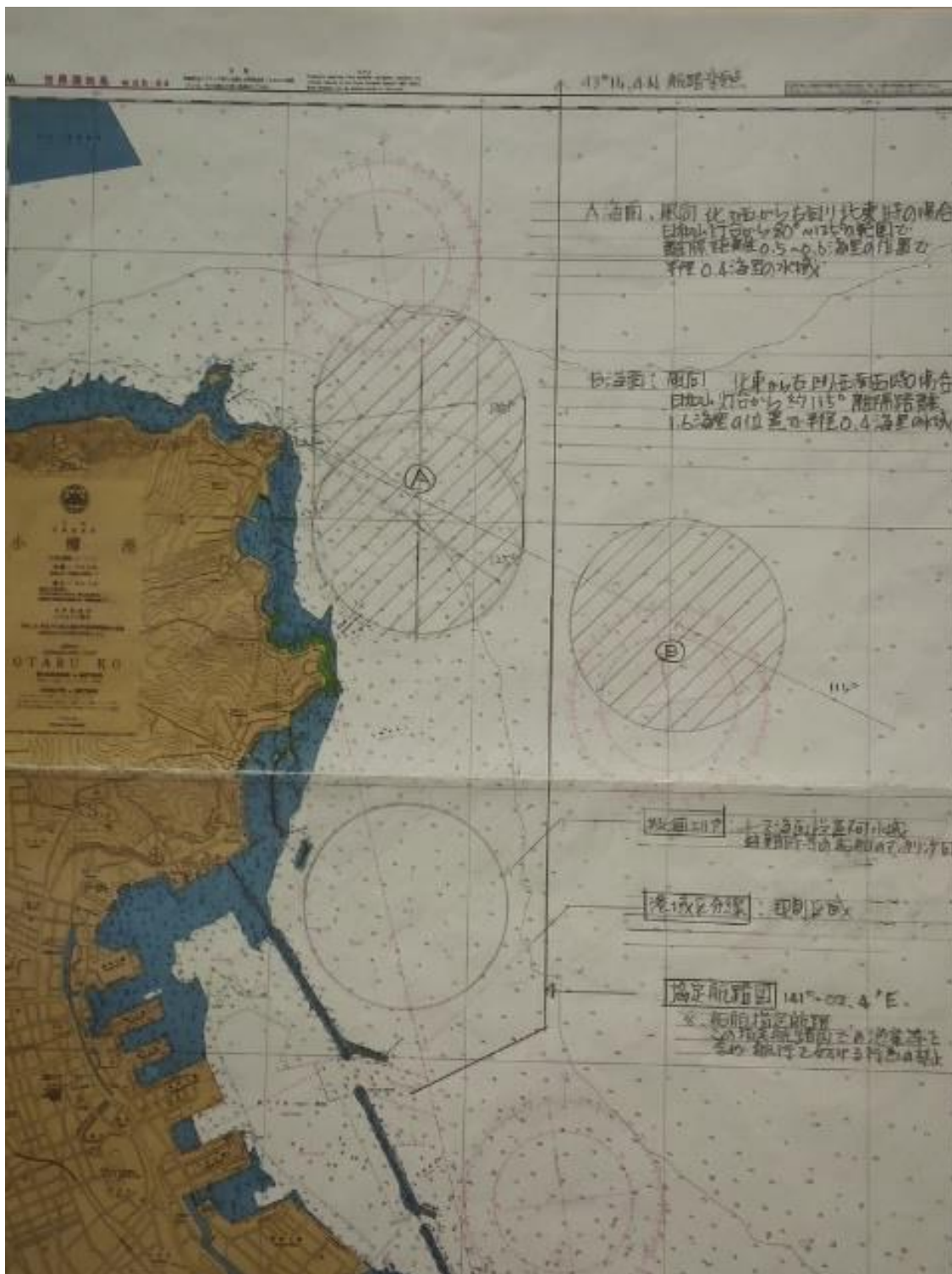
- 28.1 帆走指示書に関する質問は、平成 27 年 6 月 30 日（火）までに文書で受け付ける。
- 28.2 質問の送り先は、次の通りとし質問についての回答は大会会場の公式掲示板に掲示する。

<送付先>

北海道セーリング連盟 江野 紳 副理事長
〒 062-0905 札幌市豊平区 5 条 1 1 - 1 - 1
北海道立総合体育センター内
F A X 0 1 1 - 8 3 3 - 2 2 1 8
M A I L aris_eno@sea.plala.or.jp

- 28.3 「指示 28.1」以外での帆走指示書に関する質問は受け付けない。

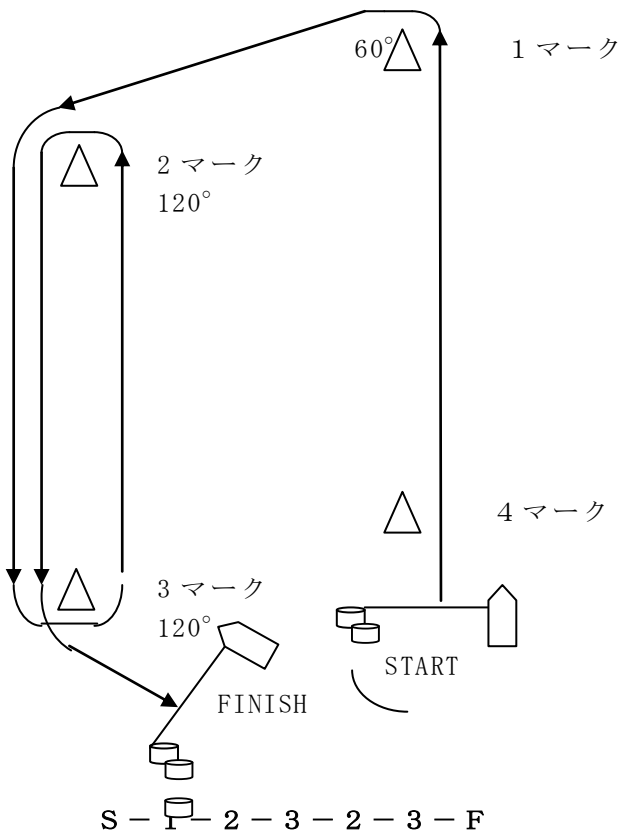
「添付図 1」 レース海面 小樽 祝津沖



「添付図 2」 コース

コース 1 : 数字旗 1

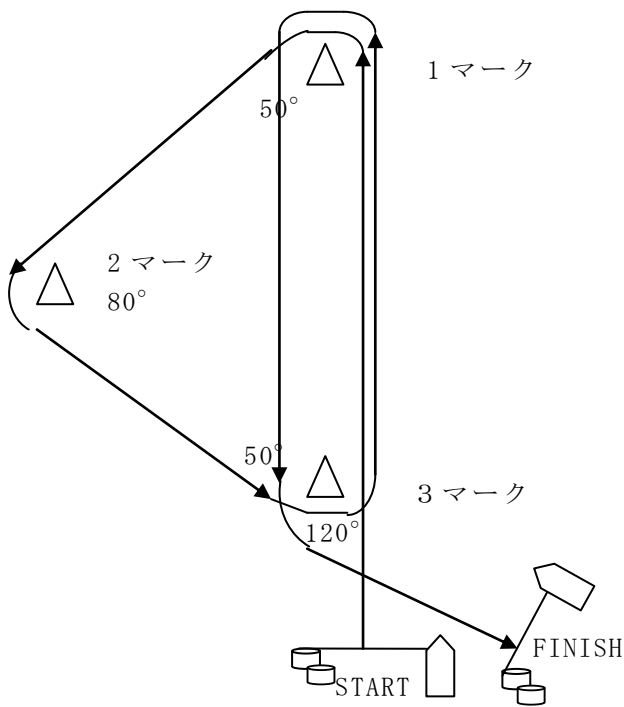
W



S - 1 - 2 - 3 - 2 - 3 - F

コース 3 : 数字旗 3

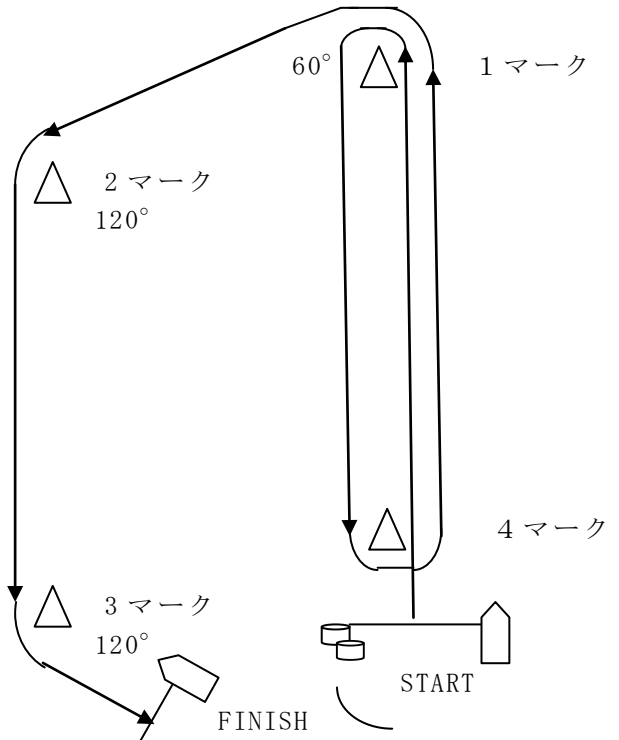
W



S - 1 - 2 - 3 - 1 - 3 - F

コース 2 : 数字旗 2

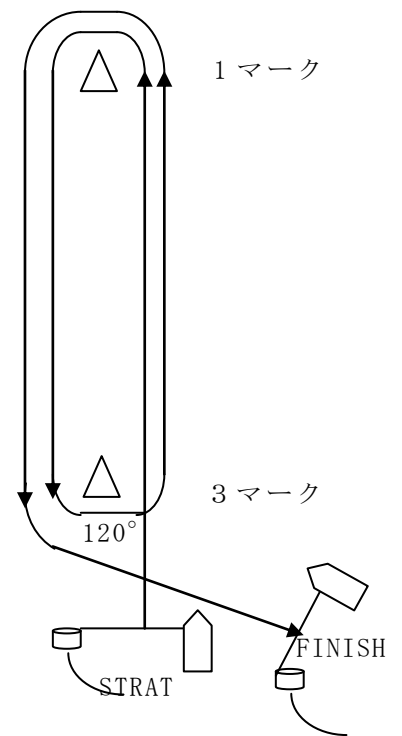
W



S - 1 - 4 - 1 - 2 - 3 - F

コース 4 : 数字旗 4

W



S - 1 - 3 - 1 - 3 - F